

産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の委託に係る競争入札 参加資格審査申請書類作成要領

R5.6月版

この作成要領には、申請書類の書き方及び提出書類の整理の仕方について記載されています。よく読んで間違いや記入もれのないように十分注意してください。

当該事務に必要な書類を提出できない場合は、入札参加資格者名簿に登載されません。

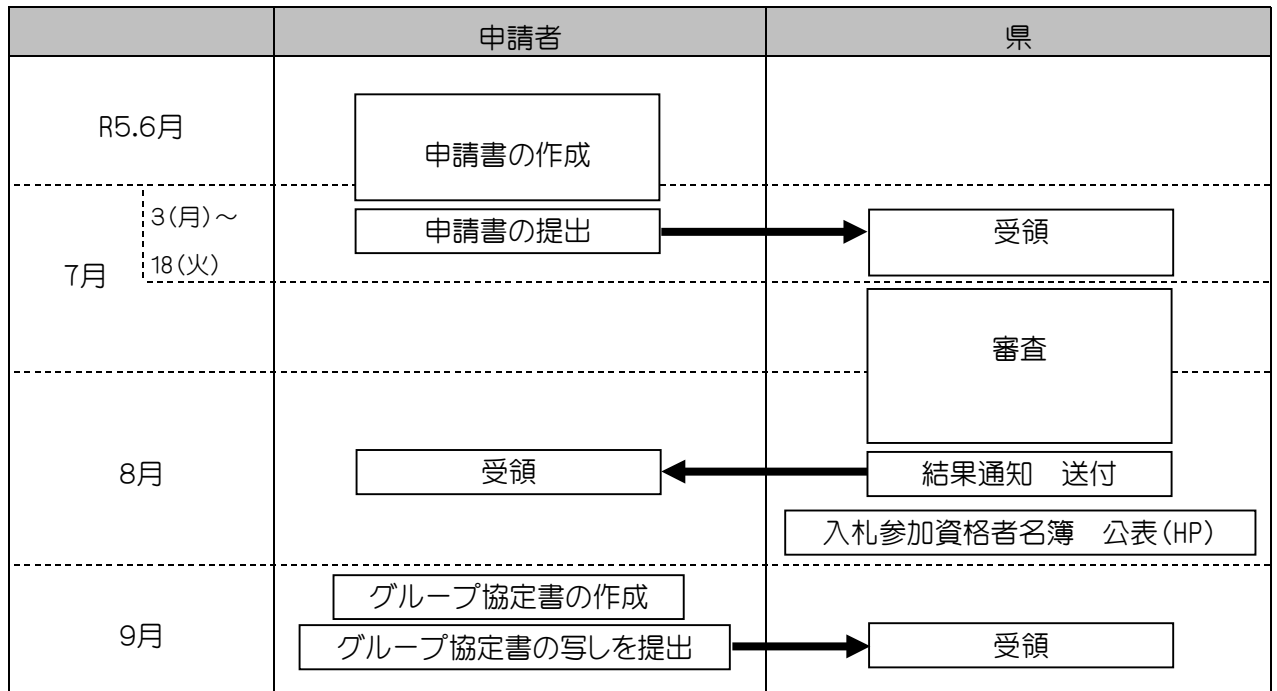
申請は1者の「産業廃棄物処分業務を担当する者」と、1から5者の「産業廃棄物収集運搬業務を担当する者」が一体として提出してください。

また、代表申請者として「産業廃棄物処分業務を担当する者」が代表して申請手続きを行ってください。

なお、下記の場合も申請可能です。

- ・「産業廃棄物処分業務を担当する者」と「産業廃棄物収集運搬業務を担当する者」が同一の場合
- ・一つの「産業廃棄物収集運搬業務を担当する者」が、複数の「産業廃棄物処分業務を担当する者」と重複して申請する場合

1 手続の流れ



2 一般的注意事項

- (1) 手書きの場合は、黒か青のペン又はボールペンで記入してください。
- (2) 申請書等の記載に使用する言語は日本語とします。また、数字はすべて**算用数字**で記入してください。
- (3) 訂正する場合は、**二本線で抹消し、訂正印を押印のうえ**、その上段に訂正後の字句等を記入してください。（修正液は使用しないでください。）
- (4) 提出部数は1部とします。
- (5) 書類はファイルに綴じず、順番どおりに重ねてクリップ等で仮留めして提出してください。
- (6) 申請書の記載内容に不明な点等がある場合は、7月3日以前でも、本書提出前に郵送やメール等で書類の確認も受け付けます。

3 記入上の注意事項

(1) 産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務競争入札参加資格審査申請書（様式1号）

ア 「申請者」欄

記入欄	法人の場合	個人の場合
申請者	本社、本店	事業主
住所又は所在地	本社、本店の所在地	住所又は営業所の所在地
商号又は名称	法務局に登録されているもの	登記の有無にかかわらず通常取引に使用しているもの
代表者氏名	代表者の役職・氏名	事業主の氏名
印	押印は不要	押印は不要

- ・ 「申請書担当者」欄には、申請書の作成担当者の所属部署、氏名、電話番号及びE-Mailを記入してください。
- ・ 申請者2～6（産業廃棄物収集運搬業務を担当する者）は、登録する「産業廃棄物収集運搬業務を担当する者」の数に応じて、必要な数の記入欄を使用してください。
- ・ 「産業廃棄物処分業務を担当する者」と「産業廃棄物収集運搬を担当する者」が同一の場合は、申請者1と申請者2の欄に同一の内容を記入してください。

(2) 営業概要書（様式2号）

ア 「名称」欄には、申請書の商号（名称）又は氏名を記入してください。

イ 「保有施設の状況」欄（※申請者1のみ）

- (ア) 処分を行う施設を複数申請する場合は、施設②、施設③の欄を使用してください。
- (イ) 「産業廃棄物処分業許可証」の「許可番号」欄には、施設所在地の自治体の許可証に記載されている許可番号を記入してください。
- (ウ) 「産業廃棄物処分業許可証」の「事業の区分（営業の種別）」欄には、下水汚泥を処理する際の「中間処分」「肥料製造処分」「脱水処分」「中間処理（発酵）」「焼却処分」等の処理方法を記入してください。
- (エ) 「産業廃棄物処分業許可証」の「優良確認」欄は、優良確認を受けている場合は「有」を、受けていない場合は「無」を、それぞれ囲ってください。（審査の可否には影響しません。）
- (オ) 下水汚泥の「年間受入可能見込量」欄には、下水汚泥を受入可能な場合において、本県と委託契約を締結した際に受入可能な下水汚泥の年間見込み量を記入してください。（単位は「トン／年」としてください。）
下水汚泥を受入できない場合は「受入不可」と記入してください。
- (カ) 下水沈砂の「年間受入可能見込量」欄には、下水沈砂を受入可能な場合において、本県と委託契約を締結した際に受入可能な下水沈砂の年間見込み量を記入してください。（単位は「トン／年」としてください。）
下水沈砂を受入できない場合は「受入不可」と記入してください。
- (キ) 下水汚泥及び下水沈砂の「リサイクルの状況」欄には、リサイクル処理の種類（「肥料化」「セメント原料化」等）を記入してください。

ウ 「保有車両の状況」欄（※申請者2～6のみ）

- (ア) 「産業廃棄物収集運搬業許可証」について、静岡県及び運搬先の自治体の許可内容を記入してください。
- (イ) 運搬先施設が複数あり、所在地が異なる自治体の場合は、施設②、施設③の欄を使用してください。
- (ウ) 「産業廃棄物収集運搬業許可証」の「許可番号」欄には、許可証に記載されている許可番号を記入してください。
- (エ) 「産業廃棄物収集運搬業許可証」の「事業の区分（営業の種別）」欄には、取り扱うことができる産業廃棄物の種類を全て記載してください。
- (オ) 「産業廃棄物収集運搬業許可証」の「優良確認」欄は、優良確認を受けている場合は「有」を、受けていない場合は「無」を、それぞれ囲ってください。（審査の可否には影響しません。）
- (カ) 「積載量×台数」欄には、貴社（貴殿）が保有する車両のうち、産業廃棄物（下水汚泥又は下水沈砂）について、静岡県流域下水処理場の脱水汚泥搬出設備から積載可能（別添の業務仕様書（例）等を参照のこと）、かつ、申請者1の処分場に搬出可能な車両について、積載量別に台数を記入し、合計欄に積載量の合計を記入してください。

積載量は、最大積載量からコンテナ等の容器重量を引いた数値を記載して下さい。

例：最大積載量が10t、コンテナ重量が2.5tの場合、積載量は $10t - 2.5t = 7.5t$ となります。

エ 「産業廃棄物管理票の電子マニフェスト」欄は、「対応済み」「対応予定」「対応不可」のいずれかを囲ってください。（審査の可否には影響しません。）

オ 「静岡県公共事業電子入札システム」欄は、「対応済み」「対応予定」「対応不可」のいずれかを囲ってください。（審査の可否には影響しません。）

カ 「備考」欄には、その他に認定等を受けている場合に、その認定名を記入してください。（審査の可否には影響しません。）

(3) 使用印鑑届（様式3号）

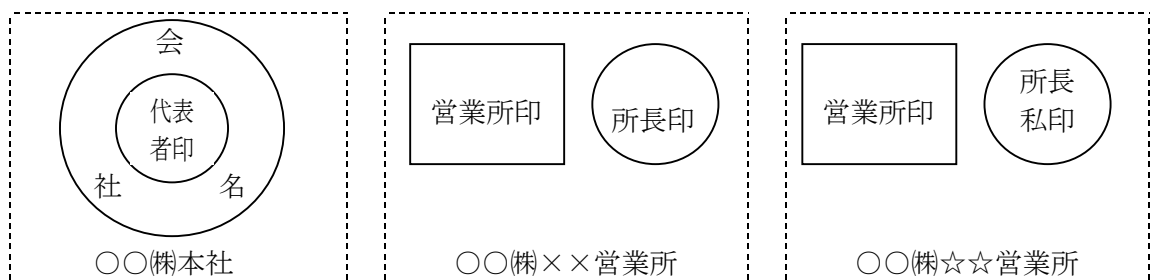
県と直接取引する営業所すべてについて、取引（契約、請求等）に使用する印鑑を押印してください。

ア 「申請者」欄は、申請者の商号又は名称を記入してください。

イ 「届出日」は、申請書を提出する日を記入してください。

ウ 「印鑑」欄の押印のしかたについては、下記を参考にしてください。

（押印例）



※ 会社（営業所）印のみ又は社長（所長）の個人印のみは不可

※ 本社・本店等で直接取引しない場合は、本社・本店等分の押印は不要

(4) 誓約書（様式4号）

- ア 様式4号を申請者の数だけ複写し、全ての申請者が記名、押印をして提出してください。
- イ 届出日及び申請者の住所、商号又は名称、代表者役職、代表者氏名についても忘れずに記入し、代表者氏名部分にも代表者印を押印してください。

(5) 委任状（様式5号）

- ア 支店・営業所等に契約事務等を委任する場合のみ作成してください。（申請者2～6が申請者1に入札等を委任するための様式ではありません。）
- イ 2つ以上の支店・営業所等に委任する場合は、**委任先ごとに作成**してください。
- ウ 記入上の注意事項
 - (ア) 「申請者」は、申請書の申請者とします。
 - (イ) 委任の期間は、申請の日から令和7年8月31日までとする。
 - (エ) 受任者の「住所」「商号又は名称」「代表者氏名」については、申請書の申請者について記入上の注意事項にならない記入してください。
- エ 「委任事項」で委任しない項目については、二本線で抹消し訂正印（実印）を押印してください。

4 添付書類等

(1) 登記簿謄本（個人の場合は市町村長が発行した身分証明書の写し）

法人又は個人別に次の書類を提出してください。（3か月以内に発行されたもの）

法人	法務局が発行した商業登記簿謄本（鮮明なコピーでも可）
個人	市町村長が発行した身分（身元）証明書（鮮明なコピーでも可）

(2) 印鑑証明書

法人又は個人別に次の書類を提出してください。（3か月以内に発行されたもの）

法人	法務局が発行した印鑑証明書（原本に限る。）
個人	市町村長が発行した印鑑証明書（原本に限る。）

(3) 営業に関し必要な許認可証の写し

- ア 産業廃棄物処分業許可証
 - ・ 「事業の範囲」に「汚泥」が記載されていること。
 - ・ 「許可の有効年月日」が令和5年9月1日以降も有効であること。
 - ・ 産業廃棄物処分業許可証が更新手続き中の場合は、更新申請書（受付印有り）の写しを添付してください。（更新手続き中の場合は、本審査において現地確認を行います。）
なお、前回の申請時に産業廃棄物処分業許可証が更新手続き中であった場合は、今回の申請において更新手続きが完了していることが必要です。
- イ 産業廃棄物収集運搬業許可証
 - ・ 「事業の範囲」に「汚泥」が記載されていること。
 - ・ 「許可の有効年月日」が令和5年9月1日以降も有効であること。
 - ・ 静岡県及び申請者1の処理施設が存在する各自治体が発行する許可証を添付してください。

- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可証が更新手続中の場合は、更新申請書（受付印有り）の写しを添付してください。（更新手続中の場合は、本審査において現地確認を行います。）

なお、前回の申請時に産業廃棄物収集運搬業許可証が更新手続中であった場合は、今回の申請において更新手続が完了していることが必要です。

(4) リサイクル処理の実態を示す書類

受け入れた下水汚泥又は下水沈砂が最終的にリサイクル処理されていることが確認できる書類（カタログ、パンフレット等）を提出してください。

中間処分（焼却等）を行い、それを別の処分場でリサイクル処理（建設資材化等）を行う場合、「リサイクル処理をされていることが確認できる書類」として、申請者1の処理内容がわかるパンフレット等に加え、

- ① 申請者1とリサイクル処理を行う処分場との取引状況が分かる書類（マニフェスト等）
- ② リサイクル処理を行う処分場の産業廃棄物処分業許可証（写し）
- ③ リサイクル処理を行う処分場の処理内容が分かるパンフレット等

を添付してください。

リサイクルの状況が「肥料化」、「堆肥化」等の場合は、肥料取締法における登録証の写し若しくは製品の内容が分かる資料を添付してください。

リサイクルの状況が「肥料化」、「堆肥化」等の場合は、産業廃棄物処分業許可申請時に添付した処理能力根拠資料を添付してください。

なお、リサイクルの状況が「肥料化」、「堆肥化」等の場合、確認のため、産業廃棄物処分業許可申請時に添付した処理工程資料等の提出を求めることがあります。

(5) 保有する産業廃棄物収集運搬車両の一覧表

申請者2～6が保有する産業廃棄物収集運搬車両の一覧表を添付し、その中で、下水汚泥又は下水沈砂を運搬可能な車両に印をしてください。

(6) あて先を明記した返信用封筒（94円切手を貼付した「長3」の封筒）

審査終了後に代表申請者あてに「競争入札参加資格審査結果通知書」を送付します。あて先は代表申請者のものを記載してください。

5 問い合わせ先

静岡県交通基盤部都市局生活排水課

電話：054-221-3188

E-mail：gesui@pref.shizuoka.lg.jp

◎申請に必要な書類のチェック表

法人の場合			個人の場合		
申請者→	1	2~6	申請者→	1	2~6
◎ 競争入札参加資格審査申請書 (様式1号)			◎ 競争入札参加資格審査申請書 (様式1号)		
◎ 営業概要書 (様式2号)			◎ 営業概要書 (様式2号)		
◎ 使用印鑑届 (様式3号)			◎ 使用印鑑届 (様式3号)		
◎ 誓約書 (様式4号)			◎ 誓約書 (様式4号)		
◎ 委任状 (様式5号) (支店、営業所等に委任する場合のみ)			◎ 委任状 (様式5号) (支店、営業所等に委任する場合のみ)		
商業登記簿謄本 (法務局が発行したもの) 【3ヶ月以内に発行されたもの】			身分(身元)証明書 (市町村長が発行したもの) 【3か月以内に発行されたもの】		
産業廃棄物 (下水汚泥等) の処分及び収集運搬に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていることを証する書類の写し			産業廃棄物 (下水汚泥等) の処分及び収集運搬に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていることを証する書類の写し		
上記が更新手続中の場合は更新申請書 (受付印有り) の写し			上記が更新手続中の場合は更新申請書 (受付印有り) の写し		
印鑑証明書 (法務局が発行したもの) 【3ヶ月以内に発行されたもの】 ◆原本に限る			印鑑証明書 (市町村長が発行したもの) 【3か月以内に発行されたもの】 ◆原本に限る		
リサイクル処理をされていることを証明する書類 (パンフレット等、任意の書類)		/	リサイクル処理をされていることを証明する書類 (パンフレット等、任意の書類)		/
(リサイクルが肥料化、堆肥化等の場合) 肥料取締法における登録証の写し 若しくは製品の内容が分かる資料		/	(リサイクルが肥料化、堆肥化等の場合) 肥料取締法における登録証の写し 若しくは製品の内容が分かる資料		/
(リサイクルが肥料化、堆肥化等の場合) 産業廃棄物処分業許可申請時に添付した、 ・処理能力根拠資料		/	(リサイクルが肥料化、堆肥化等の場合) 産業廃棄物処分業許可申請時に添付した、 ・処理能力根拠資料		/
産業廃棄物収集運搬車両の一覧表 (下水汚泥又は下水沈砂を運搬可能な車両に印)		/	産業廃棄物収集運搬車両の一覧表 (下水汚泥又は下水沈砂を運搬可能な車両に印)		/
返信用封筒 (94円郵便切手を貼付して、宛先を明記した「長3」の封筒)		/	返信用封筒 (94円郵便切手を貼付して、宛先を明記した「長3」の封筒)		/

(注) ◎印については、様式が定められています。